

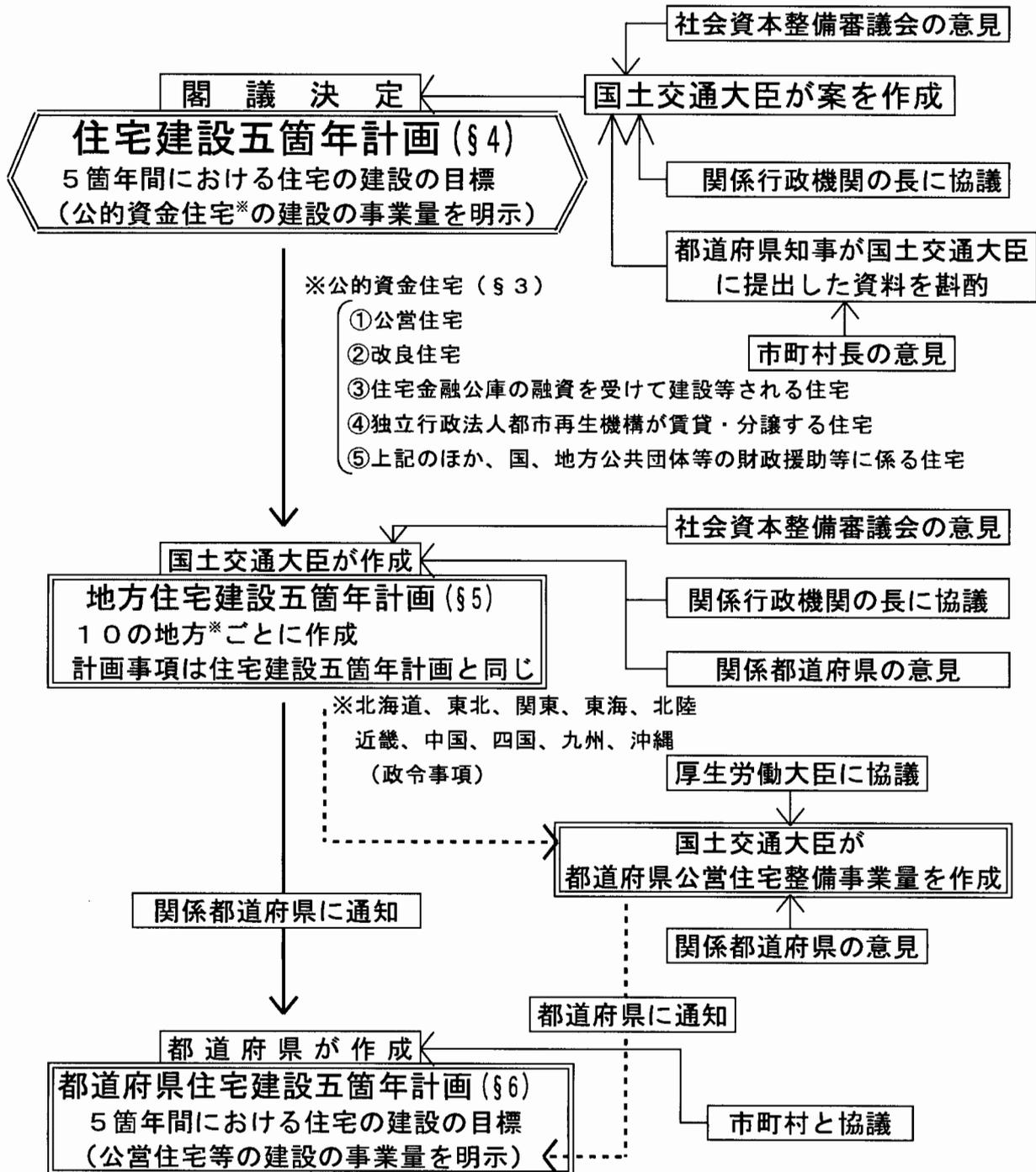
住宅建設計画法の概要

●国と地方公共団体の責務（§ 2）

「国及び地方公共団体は、住宅の需要及び供給に関する長期見通しに即し、かつ、住宅事情の実態に応じて、住宅に関する施策を講ずるように努めなければならない」

●住宅建設五箇年計画の体系

国民の住生活が適正な水準に安定するまでの間、昭和 41 年度以降 5 箇年毎に作成



● 5計の実現のための措置

○国等の責務（§ 7、§ 8）

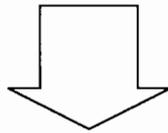
- ・ 国：公的資金住宅の建設事業の実施のために必要な措置
5計を達成するために必要なその他の措置
- ・ 地方公共団体：公営住宅等の建設事業の実施のために必要な措置
都道府県5計を達成するために必要なその他の措置
- ・ 関係行政機関：5計の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に関し相互に十分な協力

○住宅の建設基準（§ 9）

- ・ 国：住宅の建設の目標に即した必要な住宅の建設基準の作成
建設基準に基づく住宅の建設又は住宅の建設に関する指導
- ・ 地方公共団体：建設基準に基づく住宅の建設又は住宅の建設に関する指導

○資料の提出等（§ 10）

国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出を求め、又はその所管に係る公的資金住宅の建設基準、助成条件等に関し意見を述べる



本 法 の 目 的

住宅の建設に関し、総合的な計画を策定することにより、その適切な実施を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する